



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 話題の言葉

#### 雇用保険 加入拡大へ

雇用保険に必要な加入見込み期間を現行の6カ月から1カ月(31日)に大幅緩和し、非正規のセーフティーネットを広げることになりそうです。

厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会が、雇用保険制度の改正案に関する報告書をまとめました。

1. 雇用保険の加入要件である雇用の見込みを現在の「6か月以上」から「1カ月以上」(31日)に大幅緩和となります。  
厚労省の試算では、適用の拡大で新たに255万人が加入対象者となり非正規社員の安全網が広がる一方年間1500億円の支出超となる見込みです。
  2. 雇用保険の加入要件は大幅に拡大し入りやすくなりましたが、失業給付を受ける条件である離職前の2年間に被保険者期間が12カ月以上(倒産・解雇の場合は1年間で6カ月以上)の期間に変更はありません。  
「短期間働いて受給」を繰り返す制度の乱用やこれ以上の保険財政の悪化を防ぐためには仕方がないことかもしれません。
  3. 保険料を納めていたにも関わらず、未加入とされていた人への遡及期間は現行「2年まで」となっていますが、これを延長します。  
現在は事業主が被保険者資格取得届を届けていなくても最長2年間しか保険料を納めていないとみなされます。期間をより長く遡ることで、失業給付が実際の勤務年数より減るのを防ぐ事ができます。  
具体的期間については今後決定されるとの事です。
  4. 失業給付に充てる雇用保険料率は現在より0.4%引き上げる事になります。  
麻生前政権が景気対として今年度0.8%に引き下げましたが、雇用保険の収支悪化等の理由から特別措置を打ち切り、1.2%に引き上げられます。  
労働者・事業主の負担は、月収30万円の場合、年7,200円の負担増になり、事業主負担は、上記0.4%に加え、雇用調整助成金等の財源となる部分も引き上げになります。  
12月から雇用調整助成金の支給要件が大幅に緩和され、来年度末に財源が3000億円程度足りなくなる見込みで、事業主への負担が増える事になります。
- 厚生労働省は報告書をもとに同法の改正案を作り、年明けの通常国会への提出を目指そうです。
- 今年も年越し派遣村の対応がマスコミを賑わしました。安全網の拡大と負担との兼ね合いは難しいところです。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

# 税金Q&A

## Question (上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算)

私は、今年、上場株式に係る配当収入がある一方で、売買に伴う譲渡損失も発生します。この配当収入と譲渡損失を相殺することはできますか。

## Answer

平成21年以後の年分において、上場株式に係る譲渡損失(前年以前3年内の各年に生じた譲渡損失で前年以前で控除されていないものを含む)は、申告分離課税を選択した上場株式の配当所得と損益通算できるようになりました。よって、申告分離課税を選択して確定申告することにより、税金が安くなる可能性があります。

但し、配当所得の課税方法は、①申告分離課税、②総合課税、③確定申告不要制度の3通りあり、どの方法が有利かは個別のケースにより異なります。

## 解説



平成21年以後の年分において、申告分離課税を選択した場合、上場株式の配当所得と譲渡損失とを損益通算できることとなりました。平成21年分においては、確定申告しなければ損益通算できませんので注意が必要です(平成22年分以後は、源泉徴収選択口座内での損益通算制度が導入される予定です)。

但し、配当所得の課税方法は、①申告分離課税、②総合課税、③確定申告不要制度の3通りあり、どの方法が有利かは個別のケースにより異なります(ポイントは下表参照)。

例えば、所得の高い方は、通常申告分離課税や確定申告不要制度を選択した方が税率面で有利になる場合が多いと思われそうですが、総合課税では配当控除が受けられますので、総合的な判断が必要です。

また、申告分離課税と確定申告不要制度の税率は同じですが、必ずしも申告分離課税が有利とは限りません。例えば、パート収入が103万円(給与所得としては38万円)で扶養控除を受けられていた方が、確定申告をしたことで合計所得金額が多くなって扶養控除を受けられなくなる場合もあります。

必要に応じて、税理士等の専門家にご相談下さい。

	総合課税	申告分離課税	確定申告不要
税率	累進課税 所得税 5~40% + 住民税 10%	10% 所得税7% + 住民税3%	源泉徴収 所得税7% + 住民税3%
配当控除	○	×	×
上場株式等の譲渡損失通算	×	○ ※控除未済分は3年繰越可	×
合計所得金額	含む ※含む場合は、扶養親族の判定、健康保険料等の計算基礎に影響を与える場合があります	含む	含まれない

(注)税率等は平成21年度における状況です。

## 根拠条文等

所得税法 第24条、第182条  
租税特別措置法 第8条の2、4、5、第9条の3、第37条の12の2

※お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 田島まで